

笛吹川沿岸土地改良区理事長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩

申請者 住所
氏名 ⑩

笛吹川沿岸畑かん事業施設移動に係る協議

笛吹川沿岸畑かん事業末端施設を次のとおり移動したいので協議します。

記

1. 施設移動元

分水口及びブロック名 _____ 電磁弁番号 _____

ほ 場 地 番 _____ 面 積 _____ m²

所 有 者 _____

2. 施設移動先

分水口及びブロック名 _____ 電磁弁番号 _____

ほ 場 地 番 _____ 面 積 _____ m²

所 有 者 _____

3. 施設を移動する理由 _____

4. 工事請負予定業者 _____

5. 工事予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6. 工事費見込額 _____ 円

7. 工事費等負担者 _____

8. その他

- (1) 施設等に係る受益者負担
施設移動に伴う今後の賦課金については、施設移動先の組合員が承継するものとする。
- (2) 施設移動後に伴う賦課面積については地籍とし、面積増の場合は新規加入負担金の納入、また面積減の場合は決済金の納入をするものとする。
- (3) 施設移動元並びに施設移設先の図面及び配管模式図・設計図を添付し、移設にかかる工事費見積書を添えて市町を經由して提出すること。

該当ブロック地区管理責任者 氏名 _____ ⑩

氏名 _____ ⑩

笛吹川沿岸畑かん事業施設移動に係る協議申請について

申請時提出書類（1部提出）

1. 笛吹沿岸畑かん事業施設移動に係る協議書
2. 当該施設の土地位置図
3. 当該施設の土地の配管図（1／1000）
（他の畑へ配管がある場合は、その切り回しを3の図へ記入すること。）
4. 移設先の土地位置図
5. 移設先への配管並びに土地の配管模式図（1／1000）
6. 移設工事設計見積書
7. 移設工事設計図

完成時提出書類（1部提出）

1. 土地改良財産改築工事完成届
2. 写真（着工前・工事中・完成）

申請上の注意事項

- 1) 上記の書類による移設に係る協議書は、市町経由で笛吹川沿岸土地改良区へ協議申請して下さい。
- 2) 協議書に記入する工事予定期間は、申請日より1ヶ月ぐらい先の日を記入して下さい。
- 3) 工事を依頼する業者は、なるべく改良区の協力業者（別紙）を利用して下さい。
- 4) 工事完成後、完成届を必ず提出して下さい。提出のない場合は許可を取り消す場合もございます。